

警察手帳取扱規程（昭和30年大阪府警察本部訓令第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）及び警察点検規範（昭和29年警察庁訓令第12号）に定めのあるもののほか、警察手帳（以下「手帳」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（証票の番号）

第2条 手帳の証票の番号は、手帳の貸与を受けている警察官（以下「被貸与者」という。）の職員番号とする。

（貸与の申請）

第3条 所属長は、新たに警察官となった者が配置されたときは、別に定める申請書により装備課長に手帳の貸与の申請をしなければならない。

2 所属長は、前記の申請書に基づき装備課長から手帳の送付を受けたときは、被貸与者に交付するものとする。

（交換の申請）

第4条 所属長は、次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときは、別に定める申請書により装備課長に手帳の交換の申請をしなければならない。

（1） 本体及び記章 破損等により使用に堪えないと認めるとき。

（2） 証票 次に掲げるとき。

ア 被貸与者の階級又は氏名に変更が生じたとき。

イ 破損等により使用に堪えないと認めるとき。

2 所属長は、前項の申請に基づき装備課長から本体、記章又は証票の送付を受けたときは、被貸与者に交付するものとする。

（返納）

第5条 所属長は、被貸与者が警察官の身分を失ったとき、又は休職を命ぜられたときは、速やかに手帳を回収し、別に定める返納書を添えて当該手帳を装備課長に返納しなければならない。

（貸与の中止）

第6条 被貸与者が停職又は就業禁止を命ぜられたときは、その期間中は、手帳の貸与を中止する。この場合においては、所属長は、速やかに手帳を回収し、当該手帳を第8条に規定する者に保管させるものとする。

（取扱い及び携帯）

第7条 手帳は、警察官が職務の執行に当たりその身分を証明するためのものであるので、その取扱いには慎重を期さなければならない。

2 警察官は、勤務に服するときは、所属長が指定する場合を除き、常に手帳を携帯しなければならない。

（保管）

第8条 所属長は、被貸与者が手帳を携帯しない場合には、警部以上の階級にある警察官（これに相当する職にある一般職員を含む。）にこれを保管させることができる。ただし、当該警部以上の階級にある警察官が不在の場合は、警部補の階級にある警察官（これに相当する職にある一般職員を含む。）に保管させることができる。

2 警察手帳の保管要領については、別に定める。

（点検及び指導）

第9条 所属長その他監督の任にある者は、随時被貸与者の手帳を点検し、取扱いの適正を期するよう指導しなければならない。

2 警察手帳の点検要領については、別に定める。

（亡失に関する報告）

第10条 警察官は、手帳を亡失したときは、その日時、場所、亡失の状況等を速やかに所属長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた所属長は、速やかに亡失の状況等を調査し、搜索、手配等の必要な措置をとるとともに、大阪府警察処務規程（昭和30年大阪府警察本部訓令第31号）第22条の規定により総務部長に即報しなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日本部訓令第9号）

この訓令は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（令和3年4月23日本部訓令第19号）

この訓令は、令和3年5月10日から施行する。